



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

中国のデータ越境安全に関する法整備動向

2023年1月10日

中華人民共和国（香港、マカオ、台湾地区を除く、以下「中国」）は近年、デジタル経済の安全に関する法整備を強化しています。中国国務院が2022年11月に発表した「デジタル経済の発展状況に関する報告」の中で「中国はすでに『サイバーセキュリティ法』、『データセキュリティ法』、『個人情報保護法』を相次いで公布・施行している。」とし、次段階の業務計画として「サイバーセキュリティとデータセキュリティの保護の強化、データ越境流通の安全管理の強化、個人情報保護の強化を全面的に行っていく」ことが述べられています。

本稿では中国における個人情報の越境移転に関する規定の概要と個人情報の越境提供を業務上行う企業へのアドバイスを紹介します。

1. 個人情報の越境提供に関する規則に関し、「個人情報保護法」（2021年11月1日施行）は以下のように規定しています。

- 1.1 個人情報取扱者【1】は、業務等の必要により、中国国外に個人情報を提供する必要が確かにある場合、下記に掲げる条件の一つを具備していなければならない。
- 国家インターネット情報部門が組織する安全評価に通過すること。
 - 国家インターネット情報部門の規定に従い、専門機関による個人情報保護認証を受けていること。
 - 国家インターネット情報部門が制定した標準契約書に従い、国外受領者と契約を締

¹ 「個人情報取扱者」とは、個人情報の取扱活動において、取扱目的・取扱方法を自主的に決定する組織・個人をいいます。「個人情報」とは、電子的又はその他の方法により記録する、既に識別された、又は識別可能な自然人に関する各種情報をいい、匿名化取扱後の情報は含みません。「個人情報の取扱」には、個人情報の収集・保存・使用・加工・伝送・提供・公開・削除等が含まれます。）

結し、双方の権利及び義務を約定すること。

- 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が規定するその他の条件。

1.2 個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合、以下を個人に告知しなければならない。

- 国外受領者の名称又は氏名、連絡先
- 取扱目的、取扱方法
- 個人情報の種類並びに国外受領者に対する個人の権利行使の方法及び手続等に関する事項。

上記の情報を提供するには、個人から個別に同意を取得する必要がある。

1.3 国家インターネット情報部門が規定する数量に達する個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、中国国内にて収集及び発生した個人情報を国内に保存しなければならない。国外への提供が確かに必要な場合、国家インターネット情報部門が組織する安全評価を通過しなければならない（法律法規が安全評価を行わなくてもよいことを規定している場合は、当該規定に従う）。

2. 上述の国家インターネット情報部門が組織する安全評価に関して、2022年9月1日に施行された「データ越境安全評価弁法」は以下のように規定しています。

2-1. データ取扱者が国外にデータを提供する場合、以下の事由は所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門にデータ越境安全評価を申告しなければならない。

- データ取扱者が重要データ【²】を国外に提供するとき。
- 前年1月1日から累計して10万人の個人情報又は1万人の機微な個人情報【³】を国外に提供するとき。

2-2. データ越境安全評価には、以下の資料を提出しなければならない。

- 申告書
- データ越境リスク自己評価報告書

² 「重要データ」とは、改ざん・破壊・漏洩又は不法利用等を受けた場合に、国の安全・経済運営・社会の安定・公共の健康及び安全等に危害を及ぼす可能性のあるデータをいいます

³ 「機微な個人情報」とは、ひとたび漏洩又は不法使用されると、自然人の人格的尊厳の侵害又は人身・財産の安全に危害を容易に招く個人情報をいいます。これには生物識別・宗教信仰・特定身分・医療健康・金融口座・行動経路等の情報、及び14歳未満の未成年者の個人情報が含まれます。

- データ取扱者と国外受領者との間で締結された法律文書
- 安全評価業務に必要なその他資料。

2-3. 2022年9月1日に施行された「データ越境安全評価弁法」(以下「同弁法」)は次のように規定しています。「同弁法」施行前に既に行っているデータ越境活動が、「同弁法」の規定に合致しない場合、「同弁法」の施行日から6ヵ月内(すなわち2023年2月末まで)に是正を完了しなければならない。「同弁法」の規定に違反した場合、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」等の法律法規により処理する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

3. 個人情報の越境提供業務が存在する企業へのアドバイス

3-1. 「個人情報保護法」の中国国外への個人情報提供の条件を満たすこと。

例えば、国家インターネット情報部門が制定した標準契約書に従い、国外受領者と契約を締結します(中国政府から既に当該標準契約書のサンプルが公開されていますが、正式に実施されていません。関連企業においては、先ずは当該標準契約書のサンプルに基づいて契約を締結し、当該標準契約書サンプルが正式に実施された際に改訂があった場合、改訂内容に基づいて補充契約を後で締結するという対応が考えられます)。

3-2. 中国国内で個人情報を収集された人員に対し、告知書の締結をするなど、告知義務を履行すること。

3-3. 個人情報又は機微個人情報を分類し、数量の統計をとっておき、データ越境安全評価の申告条件に該当した場合、法により関連部門にデータ越境安全評価申告をすること。

3-4. 「データ越境安全評価弁法」に規定された是正期限は2023年2月末までであり、2023年3月以降に中国政府の法執行の強化が予想されることに鑑み、関係企業においては、上記是正期間中に関連法規に対する理解を深め、上記3-1、3-2、3-3の関連作業を適切に行い、必要に応じて外部の専門家に相談することをお勧めします。

以上

注：上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があり、その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口：
黒田（東京）

中国大陸窓口：
中野（大連）
坂口（上海）

info@shiminlaw.com